

令和 6 年能登半島地震により被災された年金受給権者の方へ

＜届書の提出期限延長＞

「現況届」及び「障害状態確認届」について、以下のとおり、対象者の対象年度の届書の提出期限を延長します。

現況届（生計維持確認を含む。）

対象者：誕生日が 2 月 2 日から 7 月 1 日までの間にある方

※令和 6 年 1 月 1 日において災害救助法の適用区域に住所を有していた方に限ります。

なお、災害救助法の適用区域については、[内閣府のホームページ](#)でご確認下さい。

対象年度：令和 5 年度・令和 6 年度における届書

提出期限：令和 6 年 6 月 3 0 日

障害状態確認届

対象者：誕生日が 1 月 2 日から 6 月 1 日までの間にある方

※令和 6 年 1 月 1 日において災害救助法適用区域に住所を有していた方に限ります。

なお、災害救助法の適用区域については、[内閣府のホームページ](#)でご確認下さい。

対象年度：令和 5 年度・令和 6 年度における届書

提出期限：令和 6 年 6 月 3 0 日